

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年10月24日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「横浜マリーナに公園を造るため横浜市港湾局が移転を求めています」「今だに移転はしていません」「移転先は16年間空けばなしなっています」「他の業者に貸していたら数億円横浜市に地代シュウ入が入ってきてています」と述べています。

しかし、監査委員が、「横浜マリーナ」の存在を特定することができないことから、住民監査請求の対象とする行為の主体である横浜市の機関又は職員を摘示したとはいえません。また、「横浜市港湾局」が「移転を求める法的根拠が、賃貸借契約に基づくものか、それとも、その他のものかが明らかでなく、仮に前者であるとしても、賃貸借契約の対象物件、賃借人、期間等の内容及び終了原因が明らかにされていないから、どのような財産の管理か、及びそれを怠る事実がどのようなものであるかが特定されているとはいえません。さらに、地代の収入に関しては、賃貸借契約を行った場合という仮定のことを述べるとどまっているため、横浜市が賃料の債権という財産を有しているとは認められません。

そもそも「横浜マリーナに公園を造る」かどうか、「横浜マリーナ」を移転するかどうか、その「移転先は16年間空け」続けているかどうか、及び「他の業者に貸すかどうかは、いずれも横浜市の合理的な裁量に委ねられたものであるから、監査委員がその違法又は不当を

（裏面あり）

判断することができません。

したがって、本件請求において、請求人が、横浜市の違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実について主張しているとは言えず、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等の摘示があったものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

※ 個別外部監査契約に基づく監査の相当性について

本件請求において、請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めていました。

しかし、住民監査請求の特例として法第 252 条の 43 第 1 項に規定されている個別外部監査契約に基づく監査の要否は、住民監査請求の要件を満たしていることを前提とした上で、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときに、監査委員が決定するものです。

上記（理由）のとおり、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断したことから、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるかについては、判断しません。